

平成22年度第2回福島町国民健康保険運営協議会議事録

◇日 時	平成22年10月20日(水)午後6時00分～午後7時30分		
◇場 所	福島町役場 庁議室		
◇出席委員	委員(会) 吉村 次郎	委員(副会) 川井 宏道	委 員 山田 正宏
	委 員 深浦 法正	委 員 富山 雅則	委 員 澤田 慶子
	委 員 竜川 征一郎	委 員 野川 秀子	(8名)
◇欠席委員	委 員 小笠原 実 (1名)		
◇説明員	町 長 村田 駿	副町長 竹下 泰弘	課 長 盛川 哲
	財務課長 本庄屋 誠	総括主査 工藤 泰	主 査 原田 良子
	主 査 西田 真弓		

開 会 (午後6時00分)

○町長

皆さん、お晩でございます。本日は時節柄、大変お忙しい中をお集まり頂きまして誠にありがとうございます。本日は委員の任期満了に伴う改選後の最初の協議会でございます。委員の皆様におかれましては10月1日付をもちまして委員8名が留任、新たに1名の方が就任していただきありがとうございます。今後も国民健康保険の運営につきましてのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また、この度深浦先生には厚生労働大臣賞の受賞が本日決定されました。改めて伝達式があると思いますが、誠におめでとうございました。

本日の会議につきましては本来ならば会長が召集し議長を勤めるわけですが、会長が選挙されるまでの間、私が議長として会議を進行しますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議は議案が2件であります。内容は、会長及び副会長の選挙と、定例議会へ提案する補正予算の2つであります。

また報告事項は、国民健康保険特別会計の財政推計と税率改正の方向性についてであります。

会 議 成 立 宣 言

○町長

本日の出席委員は8名で委員定数の半数に達しており、福島町国民健康保険条例第2条各号委員もそれぞれ出席しておりますので会議は成立いたしました。よって、平成22年度第2回福島町国民健康保険運営協議会をただ今から開催します。

議事録署名委員の指名

○町長

本日の議事録署名委員に竜川委員、山田委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号福島町国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選挙について

○町長

それでは議事に入ります。議案の第1号について事務局お願いいたします。

○事務局

議案の1ページをお願いいたします。福島町国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選挙につ

いてです。下の方の※覧に福島町国民健康保険運営協議会規則より抜粋とありまして、会長及び副会長は第2条で各1人を置くとなっております。2項として、会長及び副会長は公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙するとなっております。委員名簿に記載されているとおり、公益代表として吉村委員、川井委員、山田委員の中から会長、副会長を選挙していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長

それでは会長、副会長の選出についておはかりいたします。ここで選挙をするというよりは、どなたか声を発していただければありがたいです。

(前任の会長と副会長をそのまま引き継いで
はとの声あり)

○町長

他にご意見ありませんでしょうか。

(なしとの声あり)

○町長

異議なしと認め、吉村会長と川井副会長とすることに決まりました。ありがとうございます。会長が決まりましたので、ここで議長を交代します。吉村会長よろしくお願ひいたします。

○会長

ただ今、会長に指名されました吉村でございます。これから皆様と協力しながら、国保の健全な運営に微力ながら尽力して行きたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでは引き続き議案の審議に入ります。

議案第2号平成22年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(案)について

○会長

議案第2号について提案説明を事務局お願ひいたします。

○事務局

それでは議案の2ページをお開き下さい。議

案第2号平成22年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について説明いたします。参考資料がありますので議案の説明の前に概要を説明いたします。昨年までは季節性インフルエンザのワクチン接種がありまして、その後に優先対象者から新型インフルエンザのワクチン接種というかたちで2回接種した方もいらっしゃいましたが、今年度は季節性インフルエンザワクチンの製造がないため、新型インフルエンザワクチン1本になりますので、その関係で予算の組み替え等があります。昨年までは、65歳以上の方に季節性インフルエンザワクチンを1,000円で補助していましたが、今年度はありませんので(1)の季節性インフルエンザ予防接種事業の委託料40万円の減額をするということです。

(2)が新型インフルエンザ予防接種事業で、1回接種で3,040円という渡島管内統一の単価で、今回国保の関係につきましては接種率を60%と想定し積算しました。非課税世帯については全額補助で235人、課税世帯については1,000円自己負担で157人、合計で103万5,000円を予算計上しております。その財源内訳は、国保会計に調整交付金と道の補助金も財源措置されるということで予算措置するものです。

それでは議案の2ページから説明いたします。1補正の内容について、歳入については(1)新型インフルエンザワクチン接種費用に対する非課税世帯者、生活保護者に対する国・道の補助金及び、特別調整交付金につきましては課税、非課税関係なく財源措置されることから、予算を増額補正するものです。道補助金の内訳は、従前から組んでいた総額に、13万8,000円増額し合計236万1,000円とします。疾病予防補助金は新規で26万7,000円増額、合計で今回は40万5,000円増額するものです。(2)繰入金については、インフルエンザワクチン接種に係る補助金と調整交付金の財源措置を超える分が町負担となることから、その他一般会計繰入金とし

て従前から組んでいた額に23万円増額し193万円とするものです。

次に3ページ歳出について説明いたします。先程説明いたしました、従前の季節性インフルエンザのワクチンが製造されないために、新型インフルエンザワクチンを含めた接種事業となるため、予算の組み替え及び必要経費を予算措置するものです。疾病予防費の委託料40万円を減額し0円といたします。負担金補助及び交付金につきましては、内訳が非課税世帯については3,040円を全額補助で、235人分で71万4,400円です。課税世帯については、従前も1,000円を自己負担していただいていたので今回も1,000円自己負担していただき、2,040円の157人分で32万280円、合計で103万5,000円増額するもので、103万5,000円より委託料の40万円をひき、合計で63万5,000円の増となります。75歳以上の方は後期高齢なので一般会計で予算措置しています。道の補助金が国保会計でみないと対象になりませんので、今回国保会計でみたのは65歳から74歳までの方で予算措置しています。

次に4ページです。補正予算の科目別総括表ということで、補正する内容は道支出金で40万5,000円増額、繰入金で23万円、合計で63万5,000円の増額で、総額9億2,216万9,000円。歳出は保健事業費で63万5,000円増額し、総額は歳入と同額の9億2,216万9,000円となります。10月22日の議会にかけまして、実際の接種は11月を予定しております。それにつきましては決定次第、各戸配布で住民周知を行ないたいと思います。以上、簡単ですが説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。ただ今事務局より議案第2号について説明がありましたが、この件について質疑があればお受けしたいと思います。何かございませんか。

○事務局

補足なのですが、国保の方は今の説明で、65歳から74歳の方の予算をみますが、国保で1歳から64歳の方、75歳以上の方は一般会計で対応することになります。ですから、参考資料にも記載されていますが、全員無料かあるいは一部負担というかたちになります。国保の人でも社会保険でも共済保険でもあらゆる者に対応するのですが、たまたま国保会計で扱う者については、調整交付金の制度があるからそれを利用しようということで、65歳から74歳までの人の分を予算化するということなのでご理解をお願いいたします。ちなみに参考資料は10月22日の議会を通ればこのようにしたいと提案して参りますが、季節性と新型の分の混合ワクチンになりますけど、1歳から12歳までは基本的に2回接種しなければなりません。その分で5,590円かかりますが、これは課税世帯でも非課税世帯でも無料です。13歳から中学3年までも課税世帯、非課税世帯どちらでも無料です。高校生世代から64歳までについては、非課税世帯は無料、課税世帯については個人負担2,000円をお願いします。この部分については昨年までは実施していなく、町民の健康のためにと今回追加したものです。65歳以上について非課税世帯は無料、課税世帯は個人負担額1人1,000円というかたちで考えております。お金は病院の窓口で支払う格好になります。

○会長

ただ今、盛川課長より詳しくご説明がありました。これに対して何かありませんか。

○委員

国保会計の235人の65歳以上と、一般会計の65歳以上は別と考えてよろしいのでしょうか。

○事務局

はい。65歳以上の人口のうち、65歳以上から74歳までの国保加入者が392人です。

○会長

あと、よろしいでしょうか。

○委員

内容についてはわかったのですが資料の作りで議事の数字と資料の数字の、何がどのように連動しているのか、もう少しわかりやすい資料を作っていただかないと、意見の言い様もないと思います。よく見ればわかりますが、先程の65歳以上の人口についても口頭での説明と同様に65歳以上から74歳までと書いていただければ、わかりやすいと思いき、区分けなども書いていけば見ただけでもわかると思います。

○会長

はいわかりました。事務局、検討をお願いいたします。

他にありませんか。

(「なし」との声あり)

○会長

なければ、議案第2号につきましては審議を終わりたいと思います。

議案第2号について了承してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○会長

ありがとうございます。なければこれで審議は終了したいと思います。

報告第1号福島町国民健康保険の財政推計と税率改正の方向性について

○会長

続きまして、報告第1号福島町国民健康保険の財政推計と税率改正の方向性について事務局説明をお願いします。

○事務局

それでは報告第1号の福島町国民健康保険の財政推計と税率改正の方向性についてです。別冊資料になっております。1ページ目より順に説明します。はじめにということで、福島町国民健康保険の税率は、平成20年度に後期高齢者医療制度の導入があり、また当時の累積赤字

に対して収支のバランスをとることを目的として税率及び限度額の一部改正を行いました。このページの下の方に、改正前、改正後、比較増減ということで20年度の税率改正の率、あるいは額を示しております。この改正の際、数年後の税率の抜本改正への考え方も示されておりました。近年の財政収支の推移と平成24年度までの財政推計をしたうえで、税率改正の必要性あるいは可能性を探り、税率改正等への方向性を検討したので報告するものです。そこに参考として、平成20年度の税率改正についてということで、当時は後期高齢者支援分が新設され、それまで改正が遅れがちで調整交付金の減額という対象となった限度額についても、国基準と同額になりました。改正前の覧でいきますと、所得割は医療費分13%、介護分1.38%、改正前ですから後期高齢分は無く計14.38%。資産割、均等割、平等割とありまして限度額とありました。これが改正後は、所得割は医療費分10%、介護分2.7%、後期高齢分3%合わせて15.7%などとなりまして、比較増減では所得割の医療、介護、後期合わせて1.32%増やしました。資産割では10%減らし、均等割では7,000円増やし、平等割では4,000円減らし限度額では6万円この時点では増えたわけです。これが平成20年度の税率改正でした。

次ページの財政収支の推移ですが、国保の収支は、平成15年度までの赤字の影響で平成18年度まで累積赤字となっておりましたが、平成19年度に退職振替制度を徹底的にやりまして黒字に転換し、平成20年度には老人保健から後期高齢医療制度への切り替えによる差額の減が4,000万円、同時に医療費の減が4,000万円、共同事業拠出金の減が3,000万円あって、合わせて1億2,000万円の黒字となりました。ただし21年度の単年度収支は約4,000万円の赤字であり、平成21年度末の累積収支は8,700万円余りの繰越となっております。この収支グラフを見ていただきますと、青色が単年度収支で、

グレー色が累積収支というふうに表しています。

次に3ページです。保険税の賦課、収納状況でございます。これは今年の春、去年、一昨年と3ヶ年の当初賦課の段階の課税標準なり収納額を表しています。グラフを見ていただきますと中段に所得（課税標準）とあります。これは一番上が単位1,000円なので10億円です。課税標準とする所得が、3年連続でこのように下がっているというものです。これは上の表と連動しています。右側の調定額、収納額というのがありますが、調定額というのは実際に納めなければならない額のことで、平成20年度はこのグラフでいうと約2億円です。21年度は1億8,000万円。22年度は1億6,000万円というように次第に下がっております。収納額も同様に次第に下がっております。

次に4ページをお願いします。財政推計のポイントとその設定です。ポイントとなるのは、歳出では保険給付費、歳入では国保税、国・道支出金です。これらを過去の推移等をもとに考えられる数値等を見込み、財政推計を行いました。1歳出の（1）保険給付費は、平成20年度から平成22年度の医療費の推移です。単位は千円です。グラフをご覧くださいと、月別医療費の推移と推計とあります。4-5月とありますが、国保は診療してから2ヶ月遅れて支払うのですが、実際は5月から4月までという変則的な払いなのですが、請求遅れ等が4月にきて合わせますと13ヶ月のようになります。それをまとめますので、ここでは4-5月と表していますが、平成20年度の額は6,000万円に近い額です。年度の後半にはやや落ち着いてきます。平成21年度は4・5月と2月に5,000万円を超えていますが、他の月は4,000万円台です。このように保険給付費はその月によって大きく変化する可能性があります。平成22年度は9月分までは実績です。今の所、やや高めに推移しています。10月支払い分以降については平成20、21年度の平均値を推計として

出しています。

次に5ページです。平成23年、24年の推計については過去3年間の平均値を想定します。

（2）諸支出金については、国庫負担金の過年度過誤納還付金であり、単年度収支が赤字であっても返還金が生じる場合があるため一定額を設定します。（3）その他の科目については、大きな変動はありません。

2歳入の（1）ですが、国保税は、平成22年当初調定額（現年）これは今年賦課して今年いただく分ですが、92%の収納を見込みます。平成23年度以降は3ページのグラフから見て、さらに下降する可能性が否定できませんが、敢えて同額を見込みます。ただし、滞納繰越分の収入は各年度500万円を見込みます。（2）として、国庫支出金というのは国から出るお金ですけど、給付費に対して国から34%、調整交付金として9%の一定のルール分のほかに、ここ数年の増額分（特別事情分等）を見込みます。（3）として道支出金についても、7%のルール分とここ数年の増額分を見込みます。（4）として、その他の科目はルール分をそれぞれ見込みますが、繰越金は翌年度歳入計上として想定します。

3留意すべき要素の（1）としまして保険給付費では、特殊高度な医療対象者つまり脳血管疾患や心臓疾患、あるいは人工透析等が多数出現した場合大幅増となり、一気に累積赤字となる危険性ははらんでいます。（2）として、国保税は毎年の賦課状況により見込額が大幅に変わります。経済の停滞状況にある中、保険税の所定額の確保が課題となります。（3）として、国庫や道支出金は、ここ数年ルール分より相当額（2,500万円程）多く入ってきていますが、これが健全経営に対する特例的扱いのものであれば、今後の交付額の影響が懸念されます。健全経営というのは、黒字経営であること、国基準の限度額であること、応益割・応能割が標準以内であることといったさまざまな条件があります。

次に6ページです。収支の見通しの1財政推

計ですが、平成22年度から平成24年度までの単年度収支は赤字が見込まれますが、繰越金の効果もあって平成24年度末には約2,700万円の黒字という推計です。右表の収支見込み下段の単年度収支は、前年度繰越金と当年度繰越金とを比較したものです。累積収支が年々減少していくものと推計されます。左下に平成22年から平成24年の収支推計グラフがありますが、青色が単年度収支で三年連続赤字という見込みをさしています。グレー色が繰越金の減っていくさまを表しています。

次に7ページです。管内各市町との比較ということで、平成20年管内の1人当たり医療費の比較というグラフが載っています。見ていただければわかると思いますが、そこで一番高いのが松前町36万5,000円、次いで福島町35万円で八雲町も35万円ですが端数の関係で福島町が2位になります。その下の平成21年度の医療費の比較でいきますと、1番高いのは長万部35万9,000円、2番目が函館35万円、福島町は34万7,000円で3位です。北斗市も同じ34万7,000円ですが、端数の関係で福島町が3位になります。管内でも当町の医療費は高い方と言えると思います。次に1人当たりの調定額の比較ですが、調定額というのは1人当たりに課税されている国保税の額です。平成20年度の管内の一人当たりの調定額で一番高いのは、鹿部町で10万2,000円です。福島町は2番目の9万9,000円でこれも高い状況です。平成21年度については1番高いのが鹿部9万6,000円、2番目に高いのが函館で、同じ9万6,000円ですが端数の関係で2番目です。そして福島町9万4,000円が3番目です。

次に8ページ、管内市町の収支の状況です。上の方に表があり、下に推移を表したグラフがありますが、大きく下に延びているのが、函館市と北斗市で赤字です。過去3ヶ年とも黒字を続けているのが当町を含めて6町で、3ヶ年とも赤字を続けているのが3市町で函館市、北斗

市、鹿部町です。松前は平成20年度に黒字に転換、森町は平成21年度に赤字転落となっています。では、管内市町の収納率の比較はどうかといいますと、これも下のグラフを見ていただければわかるかと思いますが、過去3年間93%以上を確保しているのは当町と知内の2町だけであり、過去3年とも90%台を割り込んでいるのは、函館・森・八雲・長万部の4市町となっています。

次に9ページ、一般会計からの繰入状況です。国保会計は独立した会計ですから、所定の分を一般会計からもらうものはありますが、それ以外の、いわゆるルール分（乳幼児医療・ひとり親医療・身体障害者医療・インフルエンザ予防接種等を除く）は要綱があったり、国・道の補助が別途あったりということを含めて単独事業と言います。これに赤字補てんを含めた繰入状況が次のとおりです。福島町は若干ですが事業をしておりますが、赤字補てん分ではありません。松前町は平成19年に赤字補てんをしたと聞いております。北斗市や森町は毎年多額の繰入があります。0とあります知内町、七飯町、鹿部町は国保会計でさまざまな事業をやらないうような感じはします。

次に10ページをお開き下さい。税率の比較なのですが、函館市と長万部町は資産割を除く3方式でして、資産割というのは固定資産を持っている人、固定資産税を納めている額そのものが対象になりまして、その福島町であれば50%更に国保税として納めているというのが実情です。ここにグラフが沢山ありまして、函館市から長万部町までありますが、所得割のパーセントの一番高いのは函館市17.2%です。その次が福島町で15.7%、松前町が15.6%です。その次資産割ですが、1番高いのが北斗市73%、例えば10万円の固定資産税を納めている人が国保に入っていると、国保税の方で7万3,000円が自動的にかかるということです。資産割2番

目に高いのが鹿部町 62.5%、3番目が松前町 60%です。その下の、均等割1番高いのが木古内町です。均等割というのは家族が1人いれば掛ける1、3人いれば掛ける3といった人数割になります。これが木古内町であれば5万100円、福島町では4万6,000円で2番目に高いです。八雲が3番目に高く、4万4,300円です。次に平等割ですが1世帯につきかかる額です。1番高いのは鹿部町で4万2,400円、2番目に高いのが函館市で4万1,850円、3番目に高いのが七飯町で3万8,000円となっております。木古内町は1番安く1万9,000円です。木古内町は均等割が一番高く、平等割が1番安いので、もし1人世帯であれば足したものが6万9,100円ということになります。福島町の場合は、1人世帯で均等割と平等割たしますと7万8,000円となります。限度額ですが、国で示している基準については最高額73万円です。73万円を守っているのが福島町、知内町、北斗市、鹿部町の4市町になります。この限度額を守らないと国からペナルティということで、交付金を減らされるという状況にもなります。

11ページをお願いします。改正を含めた考え方の、1財政推計の見直しからですが、先程申し上げました不安定要素はありますが、推計では平成24年度末で約2,700万円の黒字、繰越金が残るとの計算結果となりました。平成20年度より多額の繰越額となっております。税率引き下げの議論もあることから、可能な範囲で税率の低減を検討することとします。

2改正にあたって参考となるべき課税標準等とは、どれをいくら下げたら、どのくらい減税になるのかという時に使う表ですので、参考としていただきたく、ご理解下さい。

3納税義務者の年代分布及び資産割納税義務者の年代分布ということで、国保加入者の年齢は基本的に74歳までですが、納税義務者（世帯主）の年齢分布、さらには資産割納税義務者の年代分布を参考までに調査しました。下の方

にグラフがあります。義務者資産割合、納税義務者の資産割合ということで、現在の国保に加入している納税義務者は9月末現在で1,072世帯ありますけども、年齢構成で1番多いのは65歳から74歳で39%います。55歳から64歳は29%です。その内の資産割どのくらい納めている人がいるかというのは、1番多いのは逆に55歳から64歳までの人が45%いまして、65歳から74歳は36%と下がります。これはある一定年齢をいきますと、人は必ず亡くなりますから相続等の関係で代替わりをして納税義務者の年齢が下がっていると理解しています。

次に12ページをお願いします。税率改正による影響等で（1）資産割を低減した場合、全体の約半数の世帯が低減となります。先程申し上げました、資産割の納税義務者がある年代から増えますが、55歳から64歳が45%で最も多く、65歳から74歳が36%と下がっていますが、これは相続との関係もあると推測できます。その資産割については現在、固定資産税額の50%ですが、これを半分の25%とすると年間600万円減ります。2年間で1,200万円減ります。仮に資産割を0%とした場合、平成24年の末で黒字の多くをなくしてしまうこととなります。また、資産割を減らす又は削る改正をした場合、応益（均等割と平等割を指す）・応能（所得割と資産割を指す）のバランス許容範囲45%~55%が崩れ、資産割を0%とした場合、そこにグラフがありますが、変更前の応益割合が52.6%、応能割合が47.4%で許容範囲以内です。国からは、これを5割に近づけるようにと指示があります。もし資産割を0%にした場合、応益割合が57.4%、応能割合が42.6%ということでバランスが崩れます。バランスが崩れたことによる特段のペナルティはないと言われてはいますが、特別事情の選定順序が見直しされる、交付金や補助金が減らされる可能性もあります。

（2）応益部分を低減した場合、これは全世帯が低減となります。先程の税率比較で最も気

にかかるのが均等割の部分で、管内で2番目となっています。現在1人世帯で均等割り平均割の合計は7万8,000円で函館市を除いて管内2番目の高さです。仮に均等割を1人4,000円引き下げると、4,000円×1,837人×83%として、610万円の減となります。この場合の応益・応能割合は、そこにグラフもありますが50%ずつで、法で示された割合となります。

(3) 法改正による税率改正、これは国基準の部分です。国は将来的に国保の保険税を被用者保険(社会保険や共済保険)の負担と同等程度まで引き上げる意向でして、同等程度であれば90万円程と言われていています。今後毎年のように限度額の引き上げを予定しています。課税限度額については、当町は平成20年度以来国基準に準拠してきており、調整交付金の減額などいわゆるペナルティを避けるためにも、国基準に沿った改正が必要と思われる。ただ今限度額が73万円ですが国保加入1,000世帯のうち、限度額に到達している納税義務者は約60世帯あります。逆に7割軽減、5割軽減、2割軽減というのは所得が低ければ軽減が多く軽減にかかる人は全体の7割くらいということです。

次に13ページです。税率改正等の方向性です。今後想定される制度改正等の(1)賦課限度額の改正ですが、今申し上げたとおり限度額の改正です。国は他保険と同様の改正を進めてくるものと思われる。平成23年度には合わせて4万円の限度額引き上げの情報があります。

(2) 後期高齢者医療制度の廃止で、国で議論されていますが平成24年度限りで現制度を廃止し、平成25年度からは新制度として75歳以上の方も国保や被用者保険に加入するとの情報ですが、75歳以上の財源対応はこれまでどおりとの報道もあることから、今後とも情報に注意しなければなりません。税率改正の方向性とその条件ですが、保険税の医療分(基礎賦課分とも言います)後期高齢者支援分(後期高齢者医療制度に支払う分)介護分(40歳から64

歳までの人が支払う分)この3つを含んだものが現在、国民健康保険税ということで実際に賦課されています。この合計で管内の税率を比較した場合、福島町の均等割額が4万6,000円と木古内町に次いで第2位の高さとなっています。平等割合と合算すると7万8,000円と鹿部町に次いで第2位となっています。函館市は資産割を課していないので比較対象外とします。また、平成23年度には国基準の限度額改正も予定されています。公会計は収支均衡が理想的ですが、長期的な会計の運営を考慮した場合多数の黒字は良好といえます。しかし多額の黒字はその分納税者に負担をかけていることにもなり、何らかの形で見直しが必要かと思われます。これらのことから、応益部分を低減した均等割に着目し、全被保険者が公平に低減を受けられるよう均等割部分の見直しを検討します。これによって、応益・応能割合のさらなる平準化を図ることも繋がります。現段階の方向性としては、平成22年度後半の医療費に極端な伸びが出ないことを前提として、平成23年度から均等割額で4,000円の減額改正とします。減税額は年間610万円程になりますが、その財源は国基準の改正による限度額の引き上げ分及び繰越金の範囲内で対応することとします。改正の時期については、国基準の限度額改正が行なわれる時期に同時改正として検討することとします。なお、税率の低減には医療費の抑制が課題となるため、各種検診受診率の向上や新種のワクチン接種の導入等、より一層の予防医療対策の強化が求められます。また、国保会計においては今後とも財政推計を繰り返し行い、3年毎など適時・定期的な検討と見直しを行なうことが必要です。結論としましては、国の限度額改正の時期に合わせて、医療費があまり延びていなければ均等割額を4,000円減税するという方向性です。以上、報告といたします。

○会長

はい。ありがとうございました。ただいま報

告第1号について説明がありました。この件について質疑があればお受けしたいと思います。

○会長

よく、福島町は国保税が高いと聞きますが確かにそうですが、医療費の分もありますからやむを得ないですね。

○事務局

きっと当町よりも税率が低い所において、当町に来ると高いと思うのでしょうか。

○会長

ですが、福島町は収納率がいいですね。保険制度というのは、色々と変って大変ですね。

○事務局

当町のように小さい町は高齢になるほど医療費が高くなりますので、後期高齢者医療ができたことによって楽になりました。ところがそれが政権交代によって廃止となれば、平成20年に始まったばかりなのだという思いもあります。財政的には負担をかけないという話もありますから、わかりませんが。

○委員

均等割りを下げるといような報告ですけども、色々な部分のお話を聞いている限りでは、後期高齢者医療費の関係がまた元に戻る形になりそうですが、高齢者の人口がこれからの2～3年に、全国的にピークを迎えるといわれている中で、あえてここで下げる必要性をどこに見出したのかがよくわからなかったのですが、限度額の引き上げという部分で、その吸収分と書かれています、下げなきゃいけないのでしょうか。これからかかっていくという中で、下げるとい意味合いをわかりやすく知りたいです。

○事務局

今の、後期高齢者医療の部分の一部は国保に還り、一部は社保に還りということで、全部還っていくわけですけども、75歳以上の方の分の財政負担は後期高齢でやっている現在の財政負担と一緒にし、国保には負担をかけないというのが今の流れですから、そこについてはあま

り心配しておりません。それと、75歳以上は財源が別になりますから段々増えていくのではなくて、高齢者も減っていくと考えるもおかしくはなくそういう傾向にあります。今なぜ減税なのかという所ですが、平成20年度の改正の際に発しています。数年後に税率の抜本的改正をしますと行政が説明する時に、明言しております。ですから抜本的改正の中には、資産割を無くするという話もありました。それは、議会の議論の中でもよく話が出てきて、資産割は結局、高齢者で年金のみ受給している方々にすごく負担がかかっていると。ところが調査をしてみると、75歳以上は後期高齢者になってしまうので国保税はかかっていなく、11ページにもありますが、逆に55歳から64歳の方々に資産割が多くなるということです。65歳以上と考えますと、加齢とともに資産が増えるかどうかということ、この表だけでいえば違います。亡くなった人があればその分を相続した人、若い人が多くなるということですから、高齢者で、年金を受給し資産割を納めていて、それが厳しいという方も当然該当しますが。12ページのどうやって資産割を調整できるのか、できないのか或いは応益部分を調整できるのかできないのか、もし改正できれば平成23・24・25の3年間だと思います。そういう中で最終的にいっても、推計的には赤字まではいかないだろうと。一回減税をして、3年経った時にまた所定の見直しをしなければならぬですし、国の制度も変わりますからどうなるか分かりませんが、今考えられる事はこれだろうということ。減税されれば、会計として大変だという話は当然ありますけれども、今までの税が高かったのかどうか分かりませんが、結局黒字になってここ数年きていますから、ここは還元するという意味での見直ししたらどうかということでの方向性になります。

○委員

わかりました。例えば2ページにある、特別

会計収支グラフの単年度収支と積み立ての残額の比較を考えれば、今の説明で行政サイドのやり方としてわかるのですが、単年度で4,000万ずつ今後このように続くのであれば、今持っているお金が2年～3年でなくなると考えた時に、どうしても矛盾を感じます。

○町長

国の方が、限度額を上げようとしているのですよね。

○委員

73万円にプラス4万円です。

○会長

77万円では、ちょっと厳しいですね。

○事務局

ですから、2ページと6ページのグラフを続けて見ていただきますと、平成21年度は大きく4,000万円の赤字ですが推計上、平成22年度以降は毎年赤字だが2,000万円内外という推計なので、減税をしてもぎりぎりもつのではないかということです。

○委員

わかりました。いずれにしても予防医療だとか、医療費がこれ以上あがっていかないよう今後、行政と町民が一緒にやっていかないと推計すら危ういということですね。

○町長

限度額でいくと、単純な計算で月6万円です。それに国民年金に入っているととなると高額ですよ。皆が年金を受給しているならいいが、そうじゃないと方々は1ヶ月当たりの負担も大きいですよ。

○会長

そうですね。国保の場合は9期ですから、一月当たりの支払いとなると高額ですよ。

○事務局

現実には9期だが、納税相談を受けて12回払いの方もいらっしゃいます。

○町長

今すぐ軽減するとか、そういうことではなく、

総体的に国の動きの中での軽減ということで検討しています。やはり国保の会計は財源的に余裕がある町は、単年度ごとに赤字になり一般会計から繰り入れている所もあります。町の会計がそういう方向に持っていけるというのが一番理想的です。当町も国並みの基準に持っていかなかったのが実は10年程続き、それで毎年500～600万円のペナルティがありました。それも大きな影響になっていたのかなと思います。

○会長

あと、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

○会長

それでは、議案及び報告事項の審議が終わりました。他に委員並びに事務局で、あと何かありませんか。

○事務局

今回の開催ですが12月を予定しております。12月は議会もありますので、それに提案する補正予算などが案件になると思います。また会議終了後に、福島町医歯会と共催で深浦先生の厚生労働大臣賞の受賞お祝いを兼ねまして、懇談会を開催する予定です。よろしくお願ひします。

閉 会 宣 言

○会長

他になければ会議を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○会長

なしと認め、会議を終わります。本日は大変お忙しいところ、迅速かつ慎重なご審議どうもありがとうございました。

閉 会 (午後7時30分)
